

# 「地域のひろば推進事業」に取り組みませんか

## 【目的】

公民館など地域の中の誰でも集まれる場所で、健康づくりや介護予防のために、地域のみなさんが自主的に定期的な集い・交流の場を創出できるよう支援を行います。

## 【対象】

地区自治公民館、自治会（複数の自治会等が合同で実施することも可能です。）

## 【補助対象となる活動】

◎高齢者を含む集いの場（いきいきサロン活動）

◎健康運動普及推進員・食生活改善推進員の協力による健康体操、料理教室等、健康づくりや介護予防に関する活動

※ 他の補助金を受けている活動は含みません。

## 【活動方法】

地域の役員や世話係的な人材が中心となり企画・運営を行います。

自主運営型の取り組みが困難な場合、企画・運営を身近な介護事業所のライフサポートワーカーに委託し、地域の方と話し合いながら、企画・運営を行うこともできます。

## 【補助金額】

人口規模や活動内容に応じて、22,500円～上限100,000円を補助（詳細は裏面のとおり）

※事業終了後（年度末）に、精算を行い、残金がある場合は返金。

## 【対象となる経費】

- ・講師等の報酬費
- ・事業に必要な事務用品等の消耗品費
- ・暖房用の灯油代等の燃料費
- ・食糧費 飲食代等  
※ただしアルコールは不可。
- ・チラシなどのコピー代等の印刷製本費
- ・使用料及び賃借料（会場使用料、バス賃借料、設備リース料等）
- ・原材料費（食材費等）

令和2年度より、変更いたしました。

※地域のひろば事業は霧島市市民活動総合補償制度の保障対象となるので、通常は保険は不要です。

※国の会計監査の対象となりうるので、領収書と出納簿は5年間は必ず保管しておいてください。

## 【申請書・実績報告書等の提出や事業内容に関する相談】

霧島市社会福祉協議会本所（45-1557）・各支所へ

※従前の「地域健康生きがいづくり事業」を3年間実施していない地区自治公民館については、「地域のひろば・健康生きがいづくり型」も選択できます。対象の地区自治公民館には別にお知らせします。

このチラシに関する問い合わせ先 長寿・障害福祉課（64-0704）まで

## 地域のひろば推進事業補助金算定表

『㉞基本額 + ㉟人数額 + ㊱開催頻度額 + ㊲活動内容加算額』により概算払い額を算定

※事業終了後(年度末)に実績報告に基づき精算を行い、残金は返納する。

### 【㉞基本額・㉟人数額】

地縁団体規模	㉞基本額	㉟人数額	備考
5名～100名	12,000円	構成員1人当たり100円	
101名～500名	20,000円	構成員1人当たり30円	1回当たりの参加者数が <u>10人</u> を下回らないよう努める。
501名以上	35,000円	なし	1回当たりの参加者数が <u>15人</u> を下回らないよう努める。

※地縁団体規模及び人数額は自治会未加入者含む4月1日現在の住民基本台帳登録者数により算定する。

※複数の地縁団体が合同で事業を実施する場合は、その合計数とする。

※1地縁団体で2事業まで申請できる。

### 【㊱開催頻度額】

開催回数	金額
おおむね月1回開催	10,000円
おおむね月2回開催	20,000円
おおむね週1回開催	40,000円

※補助申請する月に応じて、㉞～㊱の額に次の割合を乗じる。(10円未満切り捨て)

申請月	割合
4月～6月	4/4
7月～10月	3/4

※申請締め切りは10月末とする。

### 【㊲活動内容加算額】

活動内容	1回当たり金額
講師等を依頼して、健康教室や介護予防教室等を実施する場合 ※講師等が市または地域包括支援センター、県の職員や運動普及推進員又は食生活改善推進員の場合は加算しない。 ※運営をライフサポートワーカーに委託している場合に、ライフサポートワーカー及びその法人の職員が講師の場合も加算しない。	5,000円

《具体例》

例1) △△地区自治公民館(3051名)が毎月1回、講師を招いて健康教室・介護予防教室をする場合

項目	算式	金額	備考
㊦基本額	501名以上	35,000	
㊧人数額		0	501名以上は無し
㊨開催頻度額	おおむね月1回開催	10,000	
㊩活動内容加算額	5,000円×11回	55,000	
合計		100,000	
補助額		100,000	

例2) ○○自治会(159名)が毎週いきいきサロンを行う場合

項目	算式	金額	備考
㊦基本額	101名～500名	20,000	
㊧人数額	159名×30円	4,770	
㊨開催頻度額	おおむね毎週1回開催	40,000	
㊩活動内容加算額		0	
合計		64,770	
補助額		64,770	

例3) ◎◎地区自治公民館(41名)が月1回いきいきサロンを行い、うち4回は講師を招いて健康教室・介護予防教室をした場合(申請が遅れ8月に申請)

項目	算式	金額	備考
㊦基本額	5名～100名	9,000	} 8月申請につき 3/4
㊧人数額	41名×100円	3,070	
㊨開催頻度額	おおむね月1回開催	7,500	
㊩活動内容加算額	5,000円×4回	20,000	
合計		39,570	
補助額		39,570	

例4) ▼▼自治会(83名)が毎月2回いきいきサロンを行い、うち毎月1回講師を招いて健康教室・介護予防教室を開催した場合

項目	算式	金額	備考
㊦基本額	5名～100名	12,000	
㊧人数額	83名×100円	8,300	
㊨開催頻度額	おおむね月2回開催	20,000	
㊩活動内容加算額	5,000円×11回	55,000	
合計		95,300	
補助額		95,300	

例5××自治会(97名)と●●自治会(115名)が合同で月2回、健康教室・介護予防教室を開催した場合

項目	算式	金額	備考
㊦基本額	101名～500名	20,000	
㊦人数額	212名×30円	6,360	
㊦開催頻度額	おおむね月2回開催	20,000	
㊦活動内容加算額	5,000円×11回	55,000	
合計		101,360	
補助額		100,000	(上限)

地域のひろば推進事業 対象経費等一覧

【収入の部】

項目	内容
補助金	この事業の補助金
参加者負担金	参加者の自己負担金
その他収入	寄附、公民館の自主財源等

【支出の部】

項目	内容	
報償費	講師への謝礼 ※講師への報償費の額は公民館等の判断で決定してください。	
需用費	消耗品費	事務用品等
	燃料費	暖房用灯油代等
	食糧費	飲食代等 ※ただしアルコールは認められません。
	印刷製本費	チラシなどのコピー代等
役務費	通信運搬費	郵送料等
	保険料	参加者の保険加入料等
使用料及び賃借料	会場使用料、バス賃借料、設備リース料等	
原材料費	食材費等	
備品購入費	事業に直接必要な備品	

※事業に直接関係の無い経費は補助対象外になります。

※実績報告の際、領収書の添付は必要ありませんが、国の会計監査が調査した際に、提出を求める場合があります。

領収書が残っていないときは、最悪の場合補助金の返還を求められる可能性があります。

出納簿と一緒に、5年間は必ず保管しておいてください。